

平成22年国勢調査関係者会議

《国勢調査と 個人情報保護法について》

- 1 個人情報保護法（概要）
- 2 国勢調査と個人情報保護法との関係

平成19年12月25日
内閣府個人情報保護室
総務省統計局

1 個人情報保護法（概要）

個人情報保護法の背景

IT社会の急速な進展

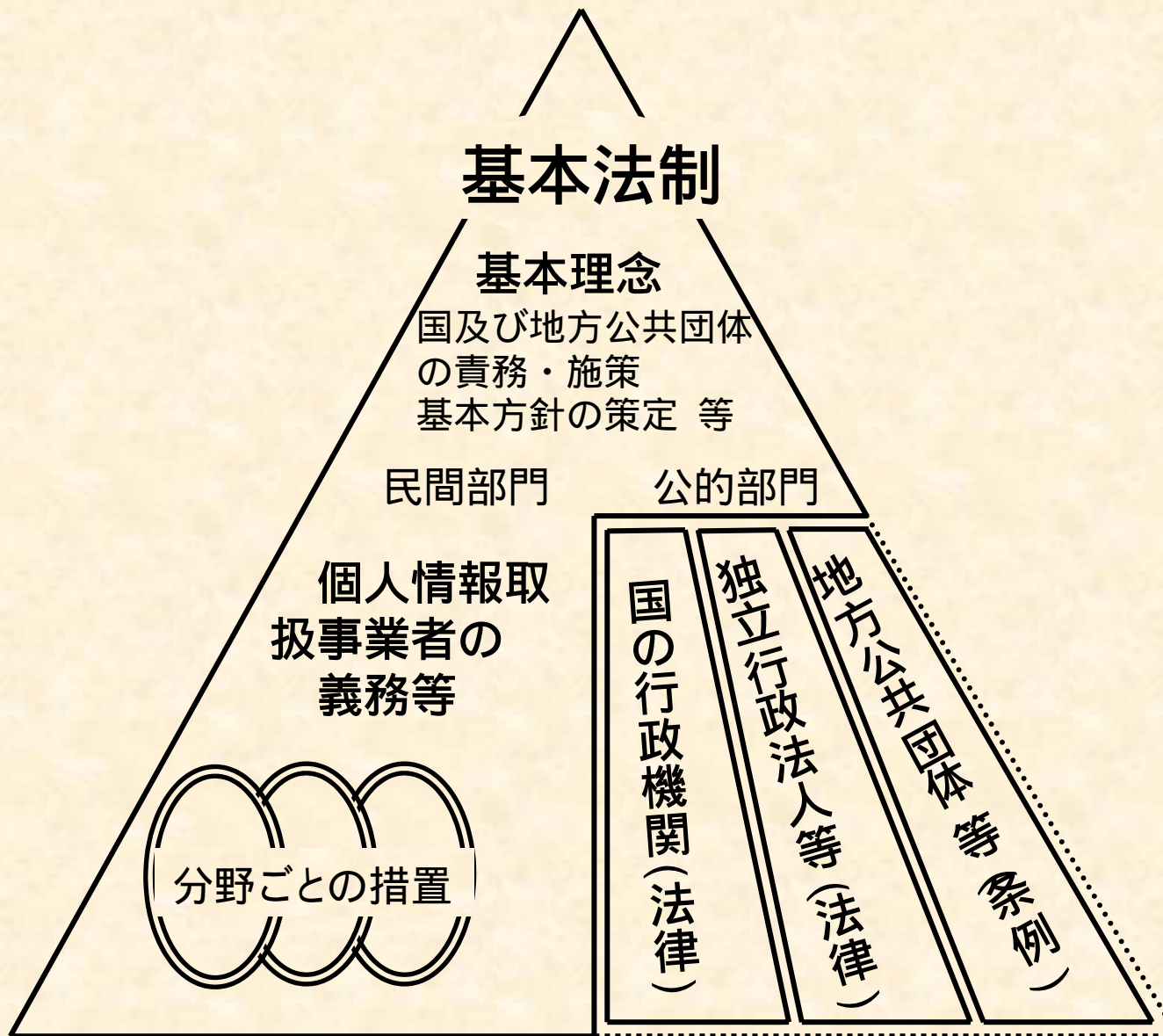
IT社会の影
個人情報の不適正な取扱い



個人情報の保護に関する法律

平成15年5月30日成立
平成17年4月1日全面施行

個人情報保護法制の体系イメージ



個人情報保護法の義務規定の対象とは

個人情報保護法第2条、施行令2条

「個人情報取扱事業者」とは、

個人情報データベース等を事業の用に供している者であり

事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報数が、過去6か月以内に5,000を超えたことがある者

事業者の遵守すべき個人情報の取扱いのルールについて

個人情報

(生存する個人に関する情報で
特定の個人を識別可能なもの)
(第2条第1項)

個人情報データベース等

(検索できるように体系的に構成したもの)
(第2条第2項)

コンピュータ
処理情報

+

マニュアル処理
情報

(個人情報を一定の規則
に従って整理し、目次
、索引等を有するもの)

基本理念

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。(第3条)

一般 私人(事業の用に供しない者)

第4章 個人情報取扱事業者の義務

- ・ 利用目的による制限(第16条)
- ・ 適正な取得(第17条)
- ・ 安全管理措置(第20条)
- ・ 第三者提供の制限(第23条)
- ・ 開示・訂正・利用停止(第25-27条)
- ・ その他

小規模事業者

(事業の用に供する個人データによって識別される人数が5,000()以下の者)

2 国勢調査と個人情報保護法との関係

国勢調査と個人情報保護法との関係

国勢調査については、個人情報保護法があるのだから、個人情報に関することは答えなくてもよいか？

答えなければなりません。

- 国勢調査や労働力調査をはじめとする指定統計調査については、個人情報保護法とは別に、統計法(第5条)によって申告が義務付けられています。
- なお、指定統計調査で得られた情報(人、法人又はその他の団体の秘密に関する事項)については、統計法により、関係者に守秘義務が課されており、保護されています。

参照条文

統計法

(申告義務)

第5条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。

(行政機関の保有する個人情報に関する法律 等の適用除外)

第18条の2 指定統計を作成するために集められた個人情報(行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第二項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。)及び届出統計調査によつて集められた個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

個人情報第三者提供

居住者に関する情報を国勢調査等の調査員に提供することは、個人情報保護法第23条に定める第三者提供の規定に抵触しないか？

抵触せず、提供は認められる。

- 「個人情報の保護に関する法律」第23条第1項では、「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」とされているが、同項第1号から第4号に該当する場合は本人同意原則の例外として認められています。
- 指定統計調査の実施に際し、調査員が管理人の方などに、その世帯の居住の有無の確認、居住する方の氏名などをお伺いするなどの協力依頼を行うことは、統計法第17条(新法第30条)に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第23条1項1号に定める「法令に基づく場合」にあたり、本人の同意なしに情報提供が認められています。

参照条文

個人情報保護法

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

.....

統計法

(指定統計調査の実施に対する協力)

第17条 指定統計調査の実施者が、その指定統計調査を行うに際して必要があると認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものに対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

(参考) 個人情報Q & Aより

Q: 名簿を作成・配布するには、どのようにすればよいですか。

A: 個人情報保護法においては、以下のいずれかの手続きを行えば、学校や地域社会での名簿の作成・配布ができます。

- (1) あらかじめ本人の同意を得る
- (2) 同意に代わる措置を取る